



平成30年度

違法駐車及び放置自転車・バイク クリーンキャンペーン

横浜市では、違法駐車、自転車・バイクの放置が安全で円滑な交通環境を確保するうえで、問題になっています。特に、歩道などに置かれた自転車やバイクは美観を損ない、ベビーカー、車椅子の通行を妨げるだけでなく、歩行者がつかずいて転倒する危険性があります。

都筑区内の地下鉄各駅には駐輪場が設置されていますので、自転車・バイクを駐輪する際は、ぜひご利用願います。

Q1. 自転車・バイクの「放置」とは、どういうことですか？

A. 駐輪を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、利用者が自転車等から離れているため、直ちに移動できない状態をいいます。例えば、買い物等のために路上に置いた自転車から離れ、直ちに移動することができない状態になれば、放置時間の長さにかかわらず放置自転車となります。

Q2. 放置禁止区域内に自転車を放置しておくとうなりますか？

A. 不定期で監視員が見まわり、放置禁止区域内に放置された自転車やバイクには注意喚起のため、札を取りつけます。さらに、条例により、横浜市が指定した保管場所に移動することもあります。

Q3. 移動された自転車やバイクの引き取りは、どうすればよいですか？

A. 都筑区の場合、センター南保管場所(荏田東4-8)で保管し、返還に応じます。ただし、移動日から2ヵ月を経過すると、処分しますので、お早めに引き取りをお願いします。

また、引き取りの際には、業務時間内(月~金;11時~19時まで、土・日;13時~17時まで)に

- (1)本人を確認できる運転免許証や学生証
- (2)手数料(自転車 1,500円、バイク 3,000円)
- (3)自転車、バイクの鍵

をお持ちください。





12/1(土)より

ノースポート・モールの敷地内が、放置自転車等禁止区域になります。

今年の12月1日(土)以降、ノースポート・モールの敷地内が放置自転車等禁止区域になります。これは、歩行者等の通行を阻害する交通上の課題と、災害時における安全避難や緊急車両進入を阻害する防災上の課題から、地域からの要望にもとづき、禁止区域にするものです。

なお、ノースポート・モール周辺には、自転車・バイク駐輪場が備わっていますので、そちらをご利用願います。



市営
『センター北駅
自転車駐輪場』
横浜市 S&Cパーキング
共同事業体
Tel 045-872-4136

センター北駅周辺

民営
『センター北駅駐輪場』
横浜交通開発株式会社
Tel 045-941-0238

ノースポート・モール

■ 新たに放置自転車等禁止区域になる場所

(A, B, C 駐輪場は、
ノースポート・モール利用者専用です)

Q. センター北駅周辺には、どこに駐輪場がありますか？

A. 上の図の2カ所にあります。どちらも有料で、一時利用、定期利用が可能ですが、利用できる車種は市営の「センター北駅自転車駐輪場」では自転車と125cc以下の自動二輪車に限られますので、ご注意願います(民営の「センター北駅駐輪場」では125cc超の自動二輪車も駐輪できます)。詳しくは、各駐車(駐輪)場でご確認願います。

都 筑 区 交 通 安 全 対 策 協 議 会
センター北駅自転車等放置防止推進協議会